

鹿児島県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（概要）

（平成30年11月 1日 鹿少第126号）

本通達は、スクールサポーター運用に関する「鹿児島県警察スクールサポーター運用要綱」の制定に伴うものであり、スクールサポーターの効果的な運用を図ることを目的とするものである。

本通達の主な内容は、

- 趣旨
- 活動拠点等
- 職務
- 活動上の留意事項

等である。